

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース)

時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善、および
仕事と生活の調和の推進のため、在宅またはサテライトオフィスにおいて
就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して助成されます！

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

1. テレワークを新規で導入する事業主であること、またはテレワークを継続して活用する事業主であること
※試行的に導入している事業主も対象です
※過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です

2. テレワークの導入・実施に関して、次のいずれかの取り組みを1つ以上行うこと

- ①テレワーク用通信機器(注1)の導入・運用
- ②就業規則・労使協定等の作成・変更
- ③労務管理担当者に対する研修
- ④労働者に対する研修、周知・啓発
- ⑤外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

※派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置に付き助成金を受給していない場合に限り、また、少なくとも対象労働者の1人は直接雇用する労働者であることが必要です。

(注1)シンクライアント端末(パソコン等)の購入費用は対象となりますが、シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は支給対象となりません。

3. 2.の取り組みに対し、以下の「成果目標」を全て達成することを目指して実施すること
 - ①評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる。
 - ②評価期間において、対象労働者が在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した回数の週間平均を、1回以上とする。

受給内容

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、
下の「対象経費」に該当するものについて、成果目標の達成状況に応じて助成します。

対象経費(※1)	助成額(※2)
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、 印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 (上限額を超える場合は上限額※)

※1：契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象

※2：「1人当たりの上限額」×対象労働者数または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	40万円	20万円
1企業当たりの上限額	300万円	200万円

取り扱い機関

テレワーク相談センター